

## 一者応札・一者応募に対する改善方策について

平成 21 年 7 月

独立行政法人 日本学生支援機構

### 〔平成 20 年度における応札・応募状況〕

平成 20 年度における契約について、一般競争入札及び企画競争、公募への応札・応募者数を調べた結果、一者応札・一者応募の割合は、一般競争入札が 34.9%、企画競争は 42.1% であった。

(平成 20 年度契約における応札者・応募者数)

	一般競争等	企画競争	公 募	合 計
一者	74 件 ( 34.9%)	16 件 ( 42.1%)	3 件 (100.0%)	93 件 ( 36.8%)
二者以上	138 件 ( 65.1%)	22 件 ( 57.9%)	0 件 ( 0.0%)	160 件 ( 63.2%)
計	212 件 (100.0%)	38 件 (100.0%)	3 件 (100.0%)	253 件 (100.0%)

〔参考〕平成 20 年度契約総数 399 件（競争性のない随意契約 146 件を含む）

\* 一般競争等には、不落随契 10 件（一者 9 件、二者以上 1 件）を含む。

※ なお、平成 20 年度に一者応札・一者応募であった契約（93 件）のうち、平成 21 年度第 1 四半期までに 30 件の応札・応募が終了したが、うち 15 件が二者以上の応札・応募となって改善された一方、残りの 15 件は、前年度に続き一者応札・一者応募となった。

2 年続けて一者応札・一者応募となったものの内容は、システムの運用、保守等に関するものが約半数を占め、残りが国際交流会館等における業務委託に関するものであった。

### 〔要因分析〕

一者応札・一者応募となった要因としては、以下の点が推察される。

- 業務内容が複雑であるため、新規参入が難しいものがある。
- 公告の情報だけでは内容が容易に把握できず、新たな事業者が参加しにくい状況があると考えられる。
- 公告から応札・応募まで、また、業務開始までの期間が短いため、検討に十分な時間がとれなかったり、業務実施に向けての準備体制を整えるのが困難である等の理由により、新たな事業者の参加が制約されていることが考えられる。
- 応札・応募をしても、受注できる可能性が低いと判断し、応札・応募を控えてしまったことが考えられる。

## 〔改善方策〕

### ○ 調達内容の具体化、明確化

仕様書に記載する業務内容について、できる限り具体化・明確化することとし、新規参加者においても十分理解が可能となるよう、分かりやすく記載するように努める。また、公告の際にも、業務の内容が把握しやすい案件名とするなど、調達内容が容易に推測できるように留意する。

### ○ 公告期間の確保等

公告については、最低10日間の期間を設定し、また、案件によってはそれ以上の期間を設けて実施しているところであるが、提案書の作成を要件としているものについては、公告日から提案書の提出までに最低20日間を設けるほか、検討や準備に時間を要すると思われるものについては、そのために必要な期間を確保するよう配慮し、また、業務遂行のための人員や物品の手配に要する日数も勘案した上で、できるだけ早期に公告を行うように努める。

### ○ 競争参加資格要件の緩和・改善

入札参加資格等の要件については、競争を制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、新規参加者の制約とならない必要最小限の要件とするよう、引き続き留意する。

### ○ 参加招請の実施

応札・応募が少数となることが予想される案件については、応札・応募を促すために、当該入札に参加が予想される業者や新たに参加が期待できそうな業者に対して入札情報をPRするなど、できる限り多くの参入業者を確保できるよう努める。